

# 裁判官忌避を認めろ！

## 重慶大爆撃の人証を退けた

# 永野厚郎裁判長（東京高裁5民） は裁判官失格だ！

さる3月17日、重慶大爆撃裁判の控訴審第2回口頭弁論において、控訴人らは、専門家証人の意見書と1940年のカラー映像等を提出し、爆撃被害が現在まで続く、被害の深刻性について専門家証人と控訴人本人の人証採用を裁判所に迫りました！

しかし、永野厚郎裁判長は、人証を採用しようとせず結審しようとしたため、控訴人側は直ちに永野裁判官らを忌避しました！

重慶大爆撃の人証調べを行おうとしない永野裁判官らは裁判官失格です！！



(左は控訴人の栗遠奎さん、右は陳桂芳さんです)

人証申請中の専門家証人10名のリスト

### A 爆撃の無差別性・国際法違反性

- ① 証人 潘洵（西南大学教授、歴史学）
- ② 証人 笠原十九司（都留文科大学名誉教授）

### B 現在まで続く精神疾患に関する精神医学的診断

- ③ 証人 野田正彰（精神科医師）

### C 被害の深刻性、救済の必要性

- ④ 証人 張瑾（重慶大学教授、歴史学）
- ⑤ 証人 聶莉莉（東京女子大学教授、文化人類学）

### D 国際法による賠償請求権

- ⑥ 証人 山下恭弘（福岡大学法学部教授、国際法）
- ⑦ 証人 金明（四川大学法学部教授、国際法）
- ⑧ 証人 潘国平（西南政法大学教授、国際法）

### E 日本民法による賠償請求権（国家無答責など）

- ⑨ 証人 岡田正則（早稲田大学大学院教授、行政法）

### F 立法不作為による賠償請求権

- ⑩ 証人 内藤光博（専修大学法学部教授、憲法学）



(右は2017年3月17日午後1時過ぎ、東京高裁前)

# 東京高裁は重慶大

# 爆撃被害者の声を聴いて裁判をやり直せ！！

重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京（代表・前田哲男）／重慶大爆撃訴訟弁護団（団長・田代博之弁護士）

弁護団：〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 一瀬法律事務所 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは？』<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

◆ お問合せは、弁護団事務局（一瀬法律事務所）の元永（もとなが）、又は小田までお願いします。

2017.4.18

《皆さん、読んで下さい！ 控訴人雷時仁（樂山市）の3月17日の意見陳述です！》

1 私雷時仁は、日中戦争中に四川省樂山市が日本軍から受けた「樂山大爆撃」の犠牲者遺族です。日本軍は、1939年8月19日に樂山に無差別爆撃を加えました。この8月19日の「樂山大爆撃」は、樂山が受けた最初の爆撃で、街の中心部に爆弾が投下されたので大きな被害を出しました。死者と重傷者がそれぞれ千人近く出ました。日中戦争中は樂山は「嘉定」と呼ばれ、樂山大爆撃当時の日中の新聞や日本軍の戦闘詳報には「嘉定爆撃」や「嘉定攻撃」と書かれています。



(上は雷時仁さん)



(上は1939年8月19日の樂山爆撃の新聞報道の記事と爆撃被害の写真)

2 私の家族では、8月19日の「樂山大爆撃」で、祖父雷清根が爆撃で殺されました。爆撃後には祖母とその2人の子ども、即ち私の父親（当時14歳）と叔母が生き残りましたが、祖母は爆撃のショックで精神を病んで祖父を埋葬した後間もなく失踪し、私の父親と叔母は事実上孤児になりました。父と叔母は、住んでいた家も爆撃で無くなったので夜は橋の下や道端で寝て暮らし、食べ物は残飯をあさってなんとか生き延びたそうです。

私は、日本軍の爆撃のために大変な苦勞をした父親から、いつも樂山大爆撃の残虐さを聞かされて育ちました。父親は死ぬ前に「日本軍の樂山大爆撃で殺されたお前の祖父の恨みを決して忘れてはならない。」と私に言い残しました。私は、父親のこの遺言を守って重慶大爆撃裁判の原告になりました。

3 樂山市には、2002年、街の中心部の小公園に高さが7メートル、幅5メートルの大きな慰霊の碑が建てられました。碑の上部には「8・19」と爆撃の日が書かれています。樂山の市民たちは、毎年、8月19日には樂山大爆撃で殺された樂山市民を追悼しています。

また、裁判を提訴した後の2008年に、「樂山市“8・19”大爆撃歴史研究会」が創られました。同研究会には地元の師範大学の先生や樂山市の有力な人士などが参加しており、樂山大爆撃に関する被害・加害の歴史事実などを研究したり、研究状況を報告する雑誌を出したり、また日本政府に謝罪を求める運動を支援しています。

私たち樂山大爆撃の遺族もこの研究会の催しに参加しています。今年の1月2日、日本の弁護団が樂山を訪問しましたが、その際にも「樂山市“8・19”大爆撃歴史研究会」が中心となって、日本の弁護団と交流し意見交換を行いました。



4 日本も戦争中に米軍がやった無差別爆撃や原爆で多くの市民が殺されました。日本各地には空爆犠牲者を祀った慰霊碑があるようですが、原爆慰霊碑は私も写真で見ただけです。

重慶大爆撃の裁判を提訴以降、私たち樂山の爆撃被害者や裁判支援者は、広島や長崎も訪れて、日本の戦争被害者と交流してきました。

私たち重慶大爆撃の犠牲者遺族は、日本政府に謝罪を求めています。東京大空襲の犠牲者や広島・長崎の原爆の遺族の皆さんもアメリカ政府の公式謝罪を求めていると聞いています。

空爆被害者の気持ちは、日本でも中国でも同じだと思います。ですから、日本の空爆被害者の皆さんは、私たちが、中日和解の大前提として、日本政府に「日本軍が行った重慶大爆撃は違法な無差別爆撃だった。被害者の皆さんに謝罪する。」と述べて欲しいと望んでいることを、よく理解して下さい。

5 かつて日本の軍隊と政府は、中国に対する侵略戦争と植民地支配で中国人を苦しめました。被害者の中国と加害者の日本が和解するためには、戦争被害の問題を解決しなければならないと思います。

私たち重慶大爆撃の被害者が起こした本件裁判は謝罪と賠償を求めています。実際には和解のための行動なのです。つまり、中国の戦争被害者の側から、中日共同での「戦争の傷の克服」を実現するための第一歩を踏み出した行動なのです。ですから私たちは、裁判所が、最終的に「謝罪・賠償」を認定する前にも、次のことを裁判所として判決で認定して頂きたいと強く望んでいます。

**第一**は、日本軍が行った重慶大爆撃が残虐な加害行為であったこと、また他方、日本軍の空爆が中国の市民たちに悲惨な被害をもたらしたことについて、きちんと認定してほしいと考えています。

**第二**に、日本の軍と政府が実行した重慶大爆撃が、無差別爆撃を禁止した空戦法規案などに反した国際法違反行為であったことを認定してほしいと考えています。

**第三**に、日本の軍と政府が実行した重慶大爆撃は中国に対する侵略戦争の一環として行われたものなので、従って、重慶大爆撃は、不戦条約を踏みにじった国際法違反行為でもあったことを認定してほしいと考えています。

6 1948年に言い渡された東京裁判は、1931年9月18日から1945年9月2日までの中国に対する戦争は侵略戦争であり、不戦条約等の国際法に違反する行為であったことを認定しています。

従って、私たち中国の重慶大爆撃被害者は、日本の裁判官が、米英諸国と日本の講和条約であるサンフランシスコ平和条約が大前提とした東京裁判をきちんと踏まえた判断を下していただきたいと考えています。

7 最後に、私は、東京高等裁判所の裁判官の皆さんが、この陳述書に書いた私たち重慶大爆撃被害者の和解への熱い思いを汲んで、血の通ったあたたかい判決を言い渡されるよう切に望んでいます。

以上

